平成23年第1回小城市議会臨時会提案理由

（平成23年1月17日開会）

おはようございます。本日ここに、平成23年第1回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、議案第1号から議案第4号議案までの4議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号　工事請負契約の変更について（牛津中学校建築（Ⅰ期）工事）でございますが、牛津中学校改築事業につきましては、平成20年度から本年度まで3カ年の継続事業として実施しております。

予算議決後の平成20年7月に本事業の入札を行いまして、建築Ⅰ期・Ⅱ期工事及び設備工事において、議会の議決をいただき契約を締結いたしております。

工事は当初予定しておりました全体の工程に沿って進捗いたしております。建築Ⅰ期工事につきましては、引き続き外構工事を行っていきますが、工事を行うなかで、設計段階では想定できなかったような事象等や学校現場から運営上支障となる事案の解消、要求等やむを得ない変更が生じてまいりました。

その都度、契約金額の範囲内で内容の調整や精査を行ってまいりましたが、結果、建築Ⅰ期工事につきましては、契約金額の減額となりました。

よって、建築Ⅰ期工事の変更契約について「小城市

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

次に、議案第２号　工事請負契約の変更について（牛津中学校建築（Ⅱ期）工事）でございますが、この議案第２号も先ほどの議案同様、牛津中学校改築事業の建築Ⅱ期工事の変更に係るものであります。

Ⅱ期工事につきましても、予定どおり進捗いたしております。

Ⅰ期工事同様、契約金額の範囲内で内容の調整や精査を行ってまいりました結果、契約額の減額変更となりました。

よって、建築Ⅱ期工事の変更契約について「小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

次に、議案第３号　工事請負契約の変更について（牛津中学校設備工事）でございますが、この議案第３号も先の議案第１号並びに第２号と同様、牛津中学校改築事業の設備工事の変更に係るものであります。

この設備工事につきましても、今日まで施工中において様々な内容調整と精査を行い、基本的には契約金額の範囲内で内容調整を行うところでありますが、結果として費用の増額が生じてしまいました。

これにつきましては、Ⅰ期工事であります管理・普

通教室棟への空調設備の追加、並びに今回完成しましたⅡ期工事の特別教室棟への空調設備の追加による契約金額の増額が主なものであります。よって設備工事の変更契約について「小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

次に、議案第４号　財産の取得についてでございますが、本議案は、即戦力企業誘致基盤整備事業に必要な用地を取得するため、小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、この臨時議会に提案しております提案理由についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。